

立川都市計画立川駅南口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 53 条第 1 項の規定による。

立川都市計画立川駅南口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

立川都市計画立川駅南口土地区画整理事業施行規程（昭和40年立川市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第21条 清算金の額が10,000円以上のは、分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期間及び分割の回数は、当該清算金の額に応じ、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 市長が、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、別表第1に定める期間内に納付を完了すると認めたときは、令第61条第2項の規定により分割徴収すべき期間を10年以内に延長することができる。</p> <p>3 清算金を分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。</p> <p>4 清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、換地処分の公告の日の翌日における財政融資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資金の貸付利率のうち、次の各号に掲げる条件による貸付金に適用される利率とする。ただし、当該利率が年6パーセントを超えるときは、利率は年6パーセントとする。</p> <p>(1) 賃遷期間 5年以内 (2) 据置期間 なし (3) 賃遷方法 元金均等半年賦償還</p> <p>5 清算金を分割納付し、又は分割交付する場合において、分割納付 2 清算金を分割納付し、又は分割交付する場合において、第1回の納</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第21条 清算金の額が10,000円以上のは、分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合においては、分割徴収又は分割交付を完了すべき期間及び分割の回数は、当該清算金の額に応じ、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。</p>

し、又は分割交付する元金額は、当該清算金の総額を分割する回数で除した金額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、初回に分割納付し、又は分割交付する額にその端数金額を合算するものとする。

6 清算金を分割して納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。  
7 清算金を分割して納付する者が納付すべき金額を納付しないときは、市長は、未納の清算金の全部又は一部につき、納期限を繰り上げて徴収することができる。

8 市長は、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、毎回の徴収し、又は交付すべき期限及び金額を定めて清算金を徴収し、又は交付すべき者にこれを通知しなければならない。  
(延滞金)

第21条の2 法第110条第4項の規定により徴収することができ延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下「督促額」という。）が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、年10.75ペーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付のあつた督促額を控除した額とする。

2 前項の規定による延滞金の額が100円未満である場合には、これを徴収しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付し、又は交付する額は、当該清算金の総額を分割する回数で除した金額とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、第1回に徴収し、又は交付する。

3 清算金を分割して納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。  
4 清算金を分割して納付する者が、納付すべき金額を納付しないときは、市長は、未納の清算金の全部又は一部につき、納期限を繰り上げて徴収することができる。

5 市長は、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、毎回の徴収し、又は交付すべき期限及び金額を定めて清算金を徴収し、又は交付すべき者にこれを通知しなければならない。

